

平成十年総理府令第六十八号

被災者生活再建支援法施行規則

被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一号及び第二号、第十二条第三項、第十二条第一項及び第二項並びに被災者生活再建支援法施行令（平成十年政令第三百六十一号）第三条第一号、第二号及び第六号、第四条第一項第一号及び第二号並びに第六条の規定に基づき、並びに被災者生活再建支援法を実施するため、被災者生活再建支援法施行規則を次のように定める。

（令第四条第一項の内閣府令で定める書面）

第一条 被災者生活再建支援法施行令（以下「令」という。）第四条第一項の内閣府令で定める書面は、当該自然災害の発生時における被災世帯に属する者の数を証する書面とする。（指定の申請）

第二条 被災者生活再建支援法（以下「法」という。）第六条第一項の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名
二 事務所の所在地
三 指定の申請に関する意思の決定を証する書面

四 法第七条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画書
五 法第七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面
（名称等の変更の届出）
第三条 支援法人は、法第六条第四項の規定により届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
一 変更後の名称、住所又は事務所の所在地
二 変更しようとする年月日
（業務規程の変更の認可の申請）
第四条 支援法人は、法第十一条第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

（法第十二条第三項の内閣府令で定める事項）

第五条 法第十二条第三項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第三条第一項の規定により支援金を支給する都道府県に対し行う支援金の額に相当する額の交付に関する事項

二 法第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて行う支援金の支給に関する事務に関する事項

三 法第四条第二項の規定による支援金の支給に関する事務の市町村への委託に関する事項

四 運営委員会に関する事項
五 前各号に掲げるもののほか、支援業務の実施に関する必要な事項

（経理原則）

第六条 支援法人は、その業務の財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。（区分経理の方法）

第七条 支援法人は、支援業務に係る経理について特別の勘定（次条、第十条第二項及び第十二条第二項において「支援業務特別勘定」という。）を設け、支援業務以外の業務に係る経理と区別して整理しなければならない。

第八条 支援法人は、支援業務特別勘定から支援法人が設けるその他の勘定（以下本条において「その他の勘定」という。）へ、又はその他の勘定から支援業務特別勘定へ資金の繰入れをしてはならない。

第九条 法第十二条第一項前段の規定による事業計画書及び収支予算書の提出は、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度においては、その指定を受けた後遅滞なく）次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

一 前事業年度の予定貸借対照表
二 当該事業年度の予定貸借対照表
三 前二号に掲げるもののほか、当該収支予算書の参考となる書類

（事業計画書等の提出）

第十条 法第十二条第一項後段の規定による事業計画書等の提出は、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度においては、その指定を受けた後遅滞なく）次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

一 前事業年度の予定貸借対照表
二 当該事業年度の予定貸借対照表
三 前二号に掲げるもののほか、当該収支予算書の参考となる書類

第一項の收支予算書は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。

性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。

口 収入決定済額
ハ 収入予算額と収入決定済額との差額

二 支出
イ 支出予算額

ロ 前事業年度からの繰越額
ハ 予備費の使用の金額及びその理由

ニ 支出予算の現額
ホ 支出決定済額

ト 不用額
ヘ 翌事業年度への繰越額

（会計規程）

第十四条 支援法人は、その財務及び会計に関する規定を定めなければならない。

規程を定めなければならない。

（経過措置）

この府令による改正後の被災者生活再建支援法施行規則（以下「新規則」という。）は、平

成十年総理府令による改正後の被災者生活再建支援法施行規則（以下「新規則」という。）は、平

成十六年四月一日以後に生じた自然災害により被災世帯となつた世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金について適用し、同日前に生じた自然災害により被災世帯となつた世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金については、なお従前の例による。

前項の規定にかかわらず、平成十六年四月一日前に生じた自然災害により被災世帯となつた世帯のうち、同日前に災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示を受けた者であつて、同日以後に、当該指示に係る地域（同日以後に同条第四項の規定による避難の必要がなくなった旨の公示があつた地域に限る。）において自立した生活を開始する者又は当該地域において自立した生活を開始することが著しく困難であることが明らかになつたことにより当該地域以外の地域において自立した生活を開始する者に係る世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金については、新規則の規定を適用する。

附 則（平成一九年一月三一日内閣府令

第一五号

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年一二月一二日内閣府令第八五号）

この府令は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十四号）の施行の日（平成十九年十二月十四日）から施行する。